

イベント開催制限の考え方について

(期間：令和4年1月27日～)

青森県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

イベント開催制限の考え方について

- 令和4年1月27日から、イベント開催制限に係る目安について下表のとおりとします。
- 「感染防止安全計画」（別紙1参照）を策定し青森県による確認を受けた場合は、人数上限等の制限が一定程度緩和されます。
- イベントを開催する場合は、「イベント開催等における必要な感染防止策」（別紙2）を徹底してください。

		感染防止安全計画策定（注1）	その他 (感染防止安全計画を策定しないイベント)
【参考】 青森県における 令和4年1月26日 までの取扱い	人数上限（注3）	収容定員まで	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
青森県全域	時短	要請なし	要請なし
	人数上限（注3）	20,000人（注4）	5,000人
	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
【参考】 緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）
	人数上限（注3）	10,000人 (対象者全員検査により収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

※1 イベント主催者等は、イベント開催時に必要となる感染防止対策への対応状況について、別途定めるチェックリストによりHP等で公表し1年間保管すること。

※2 1月28日（金）までを周知期間とし、同日までにチケットが販売されたイベントについては、従前の要件による開催を可能とする（キャンセルは不要）。

ただし、1月29日（土）以降は、各種開催要件を満たすイベントのチケットのみ販売可能。

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）感染防止安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注3）収容率と人数上限どちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（注4）対象者全員検査による人数上限等の緩和は適用しない

（注5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

「感染防止安全計画」の概要

- 「**感染防止安全計画**（以下「**安全計画**」）」は、参加人数が**5,000人超かつ収容率50%超のイベント**（※）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が**具体的な感染防止策を検討・記載**し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、**感染防止策の実効性を担保**するもの。
- イベント開催後、主催者等は結果報告書を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し原因究明や改善策を求めるなど、PDCAサイクルを確立。
- 安全計画の作成・実施を条件に、**人数上限等の制限を一定程度緩和**する。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。「イベント」には緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域における遊園地やテーマパーク等の集客施設を含み、「イベント主催者等」には当該施設の管理者を含む。

安全計画	
対象となる イベント参加人数	5,000人超かつ収容率50%超
必 須	<input checked="" type="checkbox"/> 安全計画提出 （※1、2）
	（※1）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、 一括して提出可 。 （※2）緩和後の人数上限を超える場合は、安全計画の中に ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る手順等 を盛り込むこととする。 （※3）原則提出。（同様のイベントを実施する場合は一括して提出可。ただし問題発生時に速やかに提出。）
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (基本的対策例) ➤ マスク着用の徹底  </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考にしつつ、 具体的に記述し、必要に応じて専門家に確認する </div>

＜補足①＞収容率100%（大声無し）とする場合の取扱い

「5,000人超かつ50%超のイベント：安全計画策定、それ以外のイベント：チェックリスト公表」で担保

（※）収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。

＜補足②＞安全計画を策定しないイベントの取扱い

チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大声を「観客等が、②通常よりも大きな声量で、①反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さんへ（新型コロナウィルス感染症）」参照。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"> □入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 <ul style="list-style-type: none"> * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 <ul style="list-style-type: none"> * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> □飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 <ul style="list-style-type: none"> * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を見直す等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<p>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>
⑦参加者の把握・管理等	<p>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p>□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

新たなレベル分類の運用について

参考資料②

1. 新たなレベル分類の設定

- 原則として、毎週水曜日の指標を踏まえ、木曜日にレベルの分類を行う
- 原則として**、高いレベルへの移行は、高いレベルの指標のいずれかが該当した場合
- 低いレベルへの移行は、低いレベルの指標が全て該当した場合
- レベル0は、全ての指標を維持している場合
- オミクロン株等の変異株の感染状況を踏まえ、レベル3、4への移行は、保健・医療提供体制のひつ迫状況や感染状況等を考慮し、総合的に判断する。**

区分	レベル 0 感染者ゼロレベル	レベル 1 安定的に医療等の対応ができるレベル	レベル 2 警戒を強化すべきレベル	レベル 3 対策を強化すべきレベル	レベル 4 避けたいレベル
レベル移行の指標	1週間あたりの新規陽性者数	～20人	21人～70人	71人～700人	701人～
	療養者数	—	—	101人～1000人	1001人～
	病床使用率	—	—	—	50%～70% 70%超
	(入院者数※)	～10人	11人～40人	41人～201人	202人～282人 283人～
	知事の判断	—	—	—	知事が必要と認めた時 知事が必要と認めた時

※ 入院者数は、確保病床の目標405床であった場合の人数のイメージ

新たなレベル分類の運用について

R3.12.3
統括調整部

2. レベルに応じて想定される対策の主なもの (⇒ 感染状況等を踏まえ、有効な対策を選択して実施)

区分	レベル 0 感染者ゼロレベル	レベル 1 安定的に医療等の対応ができるレベル	レベル 2 警戒を強化すべきレベル	レベル 3 対策を強化すべきレベル	レベル 4 避けたいレベル
緊急事態措置等			※ 感染状況を総合的に勘案して段階的に対策を実施	まん延防止等重点措置／緊急事態措置	ワクチン・検査パッケージの停止
外出・移動等	基本的感染防止対策の徹底等 感染症患者多数発生地域との往来について慎重判断	都道府県間の移動・県内感染拡大地域との往来に係る注意喚起等	不要不急の都道府県間の移動自粛の要請	不要不急の外出自粛の要請	
事業活動	業種別ガイドラインの遵守の要請		在宅勤務・時差出勤等の促進（重点） 出勤者削減・休暇取得の促進（緊急）		出勤者削減・休暇取得時差出勤等の要請
飲食店等	業種別ガイドラインの遵守の要請 第三者認証制度の普及促進		営業時間短縮要請・人数制限（重点） 休業要請・営業時間短縮要請・人数制限（緊急）		
大規模集客施設等	業種別ガイドラインの遵守の要請		入場者の整理等（重点／緊急）		
イベント等	業種別ガイドラインの遵守の要請 県が定める人数制限・収容率に基づく開催の要請		人数制限の強化（重点／緊急）		中止・延期を含めた検討の要請
医療提供体制等	ワクチン接種率向上、保健・医療提供体制整備 積極的疫学調査の徹底 等	保健・医療提供体制の強化準備	保健・医療提供体制強化 一般医療を一部制限	臨時の医療施設の設置 一般医療を相当程度制限	さらなる一般医療の制限

※ ワクチン・検査パッケージ制度等の適用により、行動制限等について一定程度緩和される場合がある（網掛け矢印）